

岐阜県公報

第二千五百五十九号
平成二十六年七月一日

(火 曜 日)

目 次

告 示

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 四三三^ハ五

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環 境 生 活 政 策 課) 四三三^ハ五

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 四三三^ハ六

指定自立支援医療機関の指定

(保 健 医 療 課) 四三三^ハ七

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商 業 ・ 金 融 課) 四三三^ハ七

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 四三三^ハ八

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定め

(建 築 指 導 課) 四三三^ハ八

る事項の区域区分の案の縦覧

(同) 四三三^ハ八

告 示

岐阜県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年七月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員		延長	備考
			前	後		
県道	中津川線 南木曾	中津川市落合字井ノ下 三七七番一地区内	一四・一 一・九	一四・七 二・四	四四・〇	

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利

活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十六年六月四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人にこにこ

三 代表者の氏名 高木 晴代

四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市下野一五二六番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、主に高齢者を対象に、簡単な音読・計算

など(にこにこ脳活法)を中心にした事業を行い、認知症の予防に寄与することを目的とする。また、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に、交流を深める活動を通して、心豊かな暮らしづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十六年五月三十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県就労支援事業者機構

三 代表者の氏名 村瀬 恒治

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市江川町二七番地

五 定款に記載された目的 本機構は、犯罪者や非行少年(更生保護事業法第二条

第二項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。)が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機

会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十六年五月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人つむぎの森

三 代表者の氏名 豊永 利香

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市小佐野町三丁目五四番地

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県民が幸せな生活を送るために、地域社会の中で、心と体の健康を考えた事業や、自然の中で自立した生活を手助けする事業を通じて、人と人、人と自然がつながり、そのような環境の中で心と体と生活の調和がとれた社会になることを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年六月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ古民家再生
- 三 代表者の氏名 松田 久
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県山県市高富七八〇番地七
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して、古民家の再生と再利用に関する事業、社会教育活動に関する講座、及び市町村所有の建物の指定管理を行ない、資源の再利用と地域の活性化に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定期限
きらり調剤薬局	岐阜市大学西一丁目九一番地の三	精神通院	平成二六・七一
ユタカ薬局羽島丸の内	羽島市竹鼻町丸の内七丁目六〇	精神通院	平成二六・七一
市民病院前薬局	大垣市南類町四丁目八五の二	精神通院	平成二六・七一
真央利薬局中山店	高山市下岡本町三〇四八の一四	精神通院	平成二六・七一

(指定訪問看護事業者等)

名称	所在地	医療の種類	指定期限
		自立支援医療の種類	指定期限

みずほ訪問看護ステーション

岐阜市庵町二三

精神通院

平成二六・七一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年七月一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年六月十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社エンチョー

三 建物の名称及び所在地

V・drug岐阜大前店

岐阜市折立北浦二三八番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) コジマNEW西岐阜店

(変更後) V・drug岐阜大前店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役社長 寺崎 悦男

(変更後) 中部薬品株式会社 代表取締役 山口 眞里 外二者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年七月一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年六月十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社エンチョー

三 建物の名称及び所在地

V・drug岐阜大前店

岐阜市折立北浦二三八番地一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一一四台

(変更後) 一一九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 七箇所

(変更後) 八箇所

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年七月一日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) 瑞穂ショッピングセンター

瑞穂市穂積字タリ三二一〇番一、字向野三四七四番一

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の案の縦覧

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）に基づき次に掲げる事項の区域区分の決定をしたので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 用途地域の指定のない区域内で定める事項

1 法第五十二条第一項第六号に規定する容積率の限度

2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度

3 法第五十三条第一項第六号に規定する建ぺい率の限度

4 法第五十六条第一項第二号二に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の高さの限度

高さの限度

5 法別表第三五の項(ロ)の欄に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの
限度

二 区域区分を行う市
瑞穂市

三 区域区分を定める土地の区域
計画図書において表示する区域

四 案の縦覧場所

岐阜県都市建築部建築指導課及び瑞穂市都市整備部都市開発課

五 縦覧期間

平成二十六年七月一日から同月十五日まで

平成二十六年七月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社